

千代川河川アドバイザー会議 規約

(名称)

第1条 本会の名称は、千代川河川アドバイザー会議(以下、「会議」と称する。

(目的)

第2条 千代川の河川事業は、~~令和4年度変更を行う~~千代川水系河川整備計画【大臣管理区間】(以下「河川整備計画」)に基づいて行っている。この事業の内容及び進め方に関して、河川整備計画策定に係わられた委員(学識者等)の方々等に多方面からの助言をいただくことで、より良い千代川河川事業を推進する。

2. 河川整備計画について変更が行われる場合においては、河川法第16条の2第3項の規定に基づき、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴く場とする。
3. 河川整備計画に基づいて実施される事業のうち、事業評価の対象となる事業について、中国地方整備局長が設置する事業評価監視委員会に代わって審議を行うものとする。

(組織等)

第3条 会議の委員は国土交通省中国地方整備局長が委嘱する。

2. 委員は別表で上げる委員で構成する。
3. 委員の任期は、原則として委嘱の日から当該年度の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

(委員会)

第4条 会議に委員長を置く。委員長は委員の互選によってこれを定める。

2. 委員長は会務を統括する。
3. 委員長に事故のあるときは、当該委員会に属する委員のうちから委員長が指名するものが、委員長の職務を代行する。

(会議の招集)

第5条 会議は、委員長が事務局等と相談し必要なときに招集する。

2. 会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。
3. 委員の代理出席は、原則として認めない。
4. 会議は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことが出来る。

(規約の改正)

第6条 本規約の改正は、委員総数の3分の2以上の同意を得て行うものとする。

(公開)

第7条 アドバイザー会議の公開方法については、アドバイザー会議で定める。

(事務局)

第8条 会議の事務局は、国土交通省鳥取河川国道事務所に置く。

(雑則)

第9条 この規定に定めるものの他、必要な事項は会議で諮って定める。

(附則)

この規約は平成24年10月16日から施行する。

平成26年8月4日 改正

平成29年1月20日 改正

平成29年12月8日 改正

令和 4年11月7日 改正

令和 6年10月23日 改正

<別表>

氏 名	役職等	専門分野
安藤 重敏	鳥取県内水面漁場管理委員会 委員長	環境(魚類) 関係漁業
太田 太郎 小林 朋道	准教授 公立鳥取環境大学 環境学部 教授	環境(動物)
北村 義信	鳥取大学名誉教授	利水関係
清末 幸久	鳥取県立博物館学芸員	環境(植物)
白石 秀壽 小野 達也	地域学部 准教授 鳥取大学 学術研究院地域学系部門教授	経済学
戸川 信吾	日本野鳥の会 鳥取県副支部長	環境(鳥類)
西村 強	鳥取大学学術研究院工学系部門 教授	土質・地盤
◎道上 正規	千代川流域圏会議会長 鳥取大学名誉教授	治水・地域づくり 歴史・文化
三輪 浩	鳥取大学学術研究院工学系部門 教授	河川工学 土砂水理学
矢島 啓	島根大学エスチュアリー研究センター教授	河川工学 水環境、 水文気象

◎委員長

(敬称略 五十音順)

千代川河川アドバイザー会議の情報公開について

1.会議の公開

会議は、原則として公開とする。

ただし、個人情報等を一時的に取り扱う場合等、委員長が必要と認める場合には、非公開とすることができる。

なお、傍聴にあたっては別途定める傍聴要領に従うものとする。

2.会議資料の公開

会議にて配布した資料は、「会議の公開」に準じて、事務局において公開する。

その方法は、原則として閲覧およびホームページ公開とする。

閲覧場所 国土交通省 鳥取河川国道事務所

ホームページ 国土交通省 鳥取河川国道事務所ホームページ

3.会議内容の広報

①議事概要

懇談会での議事内容については、会議終了後、事務局にて速やかに概要をとりまとめ、委員長の承諾を得た後、会議資料の公開に準じて、公開する。

②議事録

会議終了後、事務局にて速やかに発言の内容をとりまとめ、委員長の確認を得た後、会議資料の公開に準じて、公開する。

千代川河川アドバイザー会議 傍聴要領

（目的）

第1条 本要領は、「千代川河川アドバイザー会議」（以下、「会議」という）規約第7条に基づき、会議の傍聴に必要な事項について定めるものである。

（受付）

第2条 事務局は傍聴人受付を設置するものとし、傍聴を希望する者は傍聴人受付にて住所（居住地の市、又は町名）及び氏名を記入するものとする。なお、受付は先着順とし、人数は傍聴席の数までとする。

（入室）

第3条 傍聴人受付で受付を終了した者（以下、「傍聴人」という。）の会場への入室は、会議開始予定時刻の10分前とし、会議開始後の入室は認めない。
なお、受付を終了していない者の入室は認めない。

（会議の傍聴）

第4条 傍聴人は、以下の事項を遵守するものとする。

- ①会議の撮影、録画、録音をしてはならない。
（ただし、委員長が許可した場合は、この限りではない。）
- ②発言、私語、談論等を行ってはならない。
- ③発言への批判、可否の表明、ヤジ、拍手等を行ってはならない。
- ④プラカードを掲げる等の行為や、はちまき、腕章の類をしてはならない。
- ⑤ビラ等の配布を行ってはならない。
- ⑥みだりに傍聴人席を離れてはならない。
- ⑦携帯電話は電源を切るか、マナーモードにし、使用してはならない。
- ⑧前項のほか会議の進行を妨げたり、会場の秩序を乱す行為をしてはならない。

（体質等の措置）

第5条 委員長は傍聴人が前条の規定に違反した場合には、傍聴人に会議会場からの退室を命じることができるとともに、事務局に必要な措置を行うよう命じることができる。

（雑則）

第6条 この要領の変更やこの要領に定めなき事項については、会議で定める。

（附則）

この規定は令和4年11月7日から施行する。